

平成27年度 札幌市のその他支援制度(ものづくり関連)

融資制度

問い合わせ先 産業振興課 TEL 011-211-2372

《一般中小企業振興資金》

～通常の運転資金や設備資金、経営安定化を図るなどの目的でご利用できる資金です～

●札幌みらい資金

札幌市経済をけん引する4つの重点分野である「食」「観光」「環境」「健康・福祉」に関連する中小企業者等に対し、必要な事業資金を低利で供給する融資制度です。

○融資限度額:2億円 ○資金用途:運転及び設備資金(市内の設備投資に限る)

○融資期間:15年以内、運転資金のみの場合は7年以内(うち据置期間2年以内) ○融資利率:年1.5%以内

●経営力強化支援資金

信用保証協会の「経営力強化保証制度」を利用する中小企業者等への融資制度で、札幌市が信用保証料の2分の1を補給します。※「事業計画書」の提出が必要です。

○融資限度額:1億円 ○資金用途:運転及び設備資金(市内の設備投資に限る)

○融資期間:7年以内、運転資金のみの場合は5年以内(うち据置期間1年以内)、ただし保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内

○融資利率:年1.3%以内

《特別資金》

～新分野への進出や新規創業、工場適地への移転等のご利用いただける資金です～

●事業革新支援資金

次のいずれかに該当する中小企業者等への融資制度です。

(1)新規性、技術性又は独創性を有する事業に取り組む者

(2)成長の見込まれる新分野への進出を目指すもの

(3)商店街の活性化に資する事業に取り組む者

○融資限度額:2億円 ○資金用途:運転及び設備資金(市内の設備投資に限る)

○融資期間:15年以内、運転資金のみの場合は7年以内(うち据置期間2年以内) ○融資利率:年1.1%以内

●大型設備投資支援資金

設備投資額が5千万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築又は機械設備等の購入を行う中小企業者等への融資制度です。

○融資限度額:5億円 ○資金用途:設備資金(市内の設備投資に限る)

○融資期間:15年以内、流通団地及び工業団地内の場合は20年以内(うち据置期間2年以内)

○融資利率:年1.1%以内

●創業・雇用創出支援資金

次のいずれかに該当する中小企業者等への融資制度です。

(1)市内で創業する者及び創業後5年未満の者

(2)融資申請日前6か月以内に、新たに常用従業員を1名以上雇用した者

○融資限度額:5,000万円 ○資金用途:運転及び設備資金(市内の設備投資に限る)

○融資期間:10年以内(うち据置期間2年以内)

○融資利率:年1.1%以内

省エネ支援制度

問い合わせ先 ものづくり産業課 TEL 011-211-2362

●電力料金値上げに伴う事業者向け省エネ事業

北海道電力の電気料金再値上げにより、影響を受けている市内中小企業を対象に、電力の見える化機器の貸し出し及び専門家の現場視察による省エネルギーコンサルティングを実施します。

○対象者:札幌市内に本社を有する中小企業(電力使用量による要件を定める場合があります)

○実施内容

(1)電力の見える化機器貸与(3ヶ月間)

(2)省エネルギーコンサルティング(2回程度の訪問診断及び診断報告書作成)

○自己負担額:1工場・事業所あたり5万円

○実施件数:最大50件